

全労連社会保障闘争本部ニュース

NO.122

全労連社会保障闘争本部発行

2020年10月13日

「昼食5分、トイレも行けぬ」 コロナで疲弊する 保健所

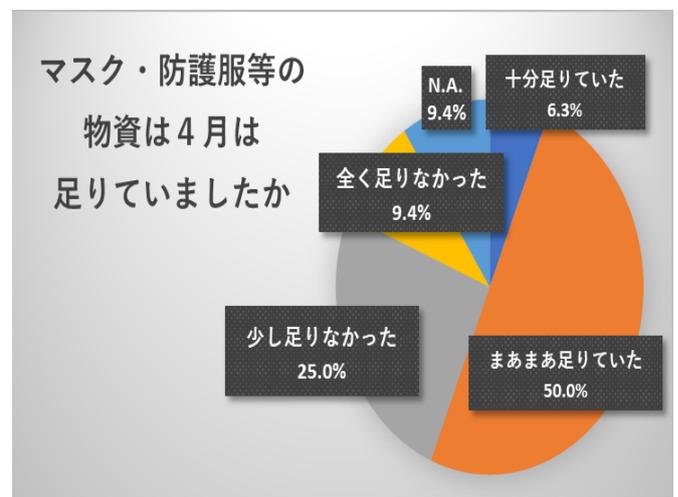
10/12(月) 21:30 配信朝日新聞デジタル

保健所が新型コロナウイルス対応に追われた今年4月の職場実態に関するアンケート結果を、自治労連が12日発表した。全国に500近くある保健所のうち、組合員の働く保健所に協力を求め、7都府県の32カ所が回答。このうち8割超が4月は人員が「足りなかった」、4割超が常勤保健師のサービス残業が「あった」と答えた。東京や神奈川、大阪など人口や感染者数の多かった都市部では、時間外労働が月147～186時間など、月100時間が目安とされる「過労死ライン」を大幅に超えるケースも報告された。12日に厚生労働省で開いた記者会見には、東京都江東区で保健師として働く山本民子・江東区職員労組執行委員長も出席。「職員は2月から、収束が見えない中で土日もなく超過勤務を強いられている。精神的なダメージのほか、家族への負担も大きい」と訴えた。「勤務中は電話対応や疫学調査、入院措置などで多忙を極め、昼食は5分。トイレに行く時間もないため、水分摂取を控えながら無理して働いている。危機的な状況だ」。自治労連は、医師や保健師など専門職の正職員を増やすことを柱とした提言案をまとめた。今後、厚労省などに対応を求めていくという。

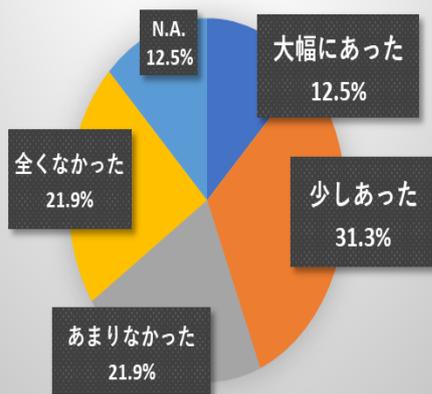
感染拡大期の保健所の職場実態調査 自治労連 医師・保健師等専門職種の人員の拡充を

自治労連は、12日、感染拡大期（4月）の保健所の職場実態調査（中間報告）を記者発表しました。調査対象は全国の保健所（支所を含む）で。東京・大阪・神奈川など感染拡大の中心となった保健所等（支所を含む。以下、「保健所等」とする）からの回答。回収数：32（2020年10月1日現在）です。

各保健所等の検体採取の実施の有無について尋ねたところ、回答を得た保健所等のうち保健所内で検体採取を行っているところ、行っていないところと



4月の常勤保健師のサービス残業



も46.9%とでした。

過労死基準を超える勤務時間

「常勤保健師の4月のサービス残業」について「大幅にあった」（12.5%）または「少しあった」（31.3%）保健所は4割を超え、残業時間の最高時間数は、東京・神奈川・大阪などで「175時間」「186時間」「147時間」など、業務量の増大によって過労死基準を超える異常な超過勤務を強いられていた実態が明らかになりました。記述回答からは「毎日残業、土日出勤、代休すら取れない」「管理職の時間外労働は全員100時間を越えている」「早朝まで仕事を行い、数時間だけ帰宅したのちに再度通常出勤するなど体力的・精神的にも厳しかった」「3月、4月は休日でも緊急呼び出しがあり出勤することがあった」など、高い緊張度を強いられる環境のもと長時間過重労働が強いられていました。

「人員拡充」を求める切実な声、

職場の3密状態への不安も

人員体制については、通常時から「全く足りない」（21.9%）または「少し足りない」（40.6%）と回答した保健所等は6割を超え、

平時から慢性的に人員が不足していたなかのコロナ対応に、4月の人員は「全く足りなかった」という回答が65.6%にも上りました。記述回答からは、「他部署からの応援が数日から1週間で交替するので、継続した業務をお願いしにくい」「忙しいからを理由とした応援要請では限界がある」「疲弊に伴う対応能力の低下。夜遅くの帰宅が続くことで『新しい方向性、最新情報』などを得る時間も持てない」など、コロナへの対応するための改善策を見出す余裕すらなかった実態が明らかとなっています。

調査で訪ねた「今後必要な対策（3つ選択可）」については、「医師・保健師等専門職種の人員の拡充」（27.2%）が他と比べると圧倒的に多く、次いで「専門職種以外の人員の拡充」（16.0%）「業務量の削減」（12.3%）「第一波の結果分析と課題の総括」（11.5%）「医療機関との連携」（6.2%）「人材育成」（6.2%）「労働時間の短縮」（6.2%）の順となりました。

記述回答からは、「感染症担当主事、検査技師など各区1名体制の職種は応援体制が組みにくい。やはり平時の職員体制強化が必要」「育児休業を取得している保健師が多いが、代替は会計年度任用職員（臨時職員）となるため、正規職員の業務をしてもらえないことから慢性的に人手不足」「全体の職員を増やして平日は定時で帰れる体制にしないと、保健所を含め業務量が増えた部署も応援職員を出す部署も疲弊する」など、平時から緊急時に対応できる人員体制を確保しておく必要性が訴えられました。加えて「専門職、専門職外問わず、職域として対策すべき事項に取り組めるよう人材育成が必要」「応援人員を出したが、経験年数の少ない職員を出すわけにもいかず、応援が数人に偏ることになった」などの記述がみら

れ、日頃からの人材育成も重要であることが示されました。

さらに、「職場が3密状態になっている」、「密の場で働かざるをえない状況に不安を感じる」「職場の業務上の感染対策が不十分（執務室の環境整備、市民対応における感染対策物品の確保）で、日常業務上の不安がつよい」など、派遣や応援などの対応で職員が一時的に増えるもとの、十分な感染防止対策が行われていない職場実態が明らかとなり、国民のいのちを守る保健所の機能を止めないためには、職員のいのちと健康を守るための職場環境整備が急務であることが示されました。

調査結果は以下の自治労連のHPから

<https://www.jichiroren.jp/sys/wp-content/uploads/2020/09/c8423b566b2cf437ccd60454a6ea5959.pdf>

新型コロナウイルス感染を止めるため PCR 検査拡大と保健所の体制強化を提言

自治労連は、新型コロナウイルス感染を止めるため PCR 検査拡大と保健所の体制強化を提言（案）－保健所・公衆衛生版を発表。「『行政改革』の名のもとに保健所機能の縮小と職員削減が行われてきたが、感染拡大を止めていくためには、① 住民のニーズや不安等に対応できる保健所の人員を含めた体制強化、② PCR 検査を的確に実施できる体制づくり、③ 「積極的疫学調査」の実施のための体制の強化、④ 自宅療養者等へのフォロー、⑤ 住民への情報提供、正しい知識の発信により、感染拡大を防ぎ偏見差別をなくす」必要性を提言しています。

原文は以下

<https://www.jichiroren.jp/sys/wp-content/uploads/2020/09/19559f6081ef465789a0d3d4a55d17aa.pdf>

新型コロナウイルス感染防止対策と地方財政の強化、 災害・防災体制の強化に関して地方三団体へ要請

全国知事会・市長会・町村会『我々の要望とほぼすべて一致』

（自治労連速報 10月12日から）10月7日、自治労連は、新型コロナウイルス感染防止対策と地方財政の強化、災害・防災体制の強化に関する要請を、全国知事会・全国市長会・全国町村会へ行いました。

全国知事会へは長坂副委員長、小山書記次長、西中執が訪問。全国市長会・全国町村会には3人に加えて西・佐賀・川村各中執、檜山書記が訪問しました。全国知事会では調査第一部の細井副部長ほか3名、全国市長会では平寄財政部長ほか2名、全国町村会では小野財政部副部長ほか2名が対応しました。

新型コロナウイルス対応で、病院や保健所などの職員には、月100時間以上の長時間労働が強いられ、慢性的な人員不足に陥っていることが改めて浮き彫りになっています。さらに、住民に対する独自施策や税の減免などで、税収が大幅に落ち込み、財政調整基金を取り崩さざるを得ない状況のもと、地方自治体の財政は大きく疲弊しています。また、自然災害が相次ぐ中、これに対応していくための人員確保や財源確保など、山積する課題について、共同して国に働きかけることを求めました。

自治労連は、「昨年からの相次ぐ自然災害や新型コロナウイルス対応で、いまだかつてない事態に見舞われている。そのような中、地方自治体・公務公共サービスの役割が本当に重要になっている。住民のいのちと暮らしを守っていくためには、しっかりと人員と財政確保が必要になっている。一致する課題で共に国に対して声をあげていきましょう」と要請しました。

地方三団体が応えた主な内容は以下のとおりです。

全国知事会：「いただいた要請内容について、既に国に要望しているものもあれば、今後要望していくものもある」「自治労連の財政措置を求める点については、必要だと思っている。今後も国・地方協議の場や総理懇談会などにおいて引き続き要望していく」

全国市長会：「(要請内容について) すべて我々も全く同じ思いで、おっしゃる通り」「昨年あった公立病院見直しの話は、正直今はもう飛んでいる。このコロナで改めて、感染症病床機能の大切さが明らかになったと思う」「現場で対応されている医師・看護師・保健師など、第一線で頑張っている方々への支援は当然のこと」「地方公共団体の財政調整基金などの取り崩しに対する財政支援は当然、国がすべきだと考えている。臨時避難的措置としても、臨時財政対策債の発行などはある程度やむを得ない」「税収減によって厳しい財政状況に陥っているが、今あるサービスを削るのではなく、一般財源として必要なものは計上されるべき」「国土強靱化計画が今年度末で終了するが、我々も引き続き重要な課題として、国に必要な財源の確保と人員確保について要望している。防災用具などの不足については、制度があっても活用されていないものもあるので、国などへも問い合わせたい」

全国町村会：「いただいた要望のほぼすべて、我々の要望とも全く同じ。軌を一にして連携して対応していきたい」「この間、職員数は絞りに絞ってきている。災害対応できるほど余裕がなくなっており、大規模になればお手上げになってしまう。平時からの体制づくりも難しく、それに加えてコロナ対応なので、両方は非常に厳しい」「医療従事者などの処遇改善について、国としては患者と直接接触した方々への処遇改善という思いが強いようで、間接的な対応をした方への支援については腰が重いのが現状。引き続き、要望していく」

三団体すべてから、自治労連の要求と概ね一致しているという発言があり、今後も一致して、国へ要望していくことを確認しました。

(地方三団体へ提出した要請書は以下の通り)

新型コロナウイルス感染防止対策と地方財政の強化、災害・防災体制の強化に関する要請

1. 憲法と地方自治を守りいかにして、住民のいのちとくらし健康を守り、新型コロナウイルス感染対策を実施するとともに、防災体制の強化、自治財政の強化・確保を図ること。
2. 政府に対し、下記の事項を実現するように働きかけること。
 - (1)新型コロナウイルス感染症対応について、住民のいのちと健康を守るため、医療機関や保健所等の必要な物資と人員の確保を行い、病院・保健所等の運営の充実と強化を行うための財政措置を講ずること。
 - (2)新型コロナウイルス感染症対応は、国の責任において感染拡大を防止し、地方創生臨時交付金等の大幅増額を図ること。地方自治体の税収減や基金減少の状況を踏まえ、減収部分の財政支援措置を講ずること。
 - (3)地方自治体における防災体制の強化と、住民の財産を守るための河川の堤防をはじめとする社会インフラの早急な整備、災害時の早期の復旧・復興のための必要な財政措置を行うこと。